

多大なるご寄付をいただきました



加西北条ライオンズクラブ55周年式典委員長の櫻井光男さん（右）

5月24日、加西北条ライオンズクラブ様より同クラブ結成55周年記念例会式典において、加西病院で役立ててほしいと、100万円のご寄付をいただきました。ありがとうございます。



但陽信用金庫 田中常務理事（左）

5月11日、加西市と包括連携協定を締結している但陽信用金庫（本店加古川市）様より「加西市まち・ひと・しごと創生推進計画」に係る令和4年度重点施策に役立ててほしいと、1000万円のご寄付をいただきました。ありがとうございます。加西市では、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、この脱炭素化に向けた取り組みの一環として、市内公共施設において、EV車両用の急速充電器の整備費用として大切に使用させていただきます。

ための経費として、市立加西病院新病院建設応援基金に積み立て、大切に使用させていただきます。

問合せ先…秘書課 ☎ 8701

新型コロナウイルスワクチン 4回目接種開始

4回目接種の対象者
・60歳以上の方
・18歳～59歳で国が指定する基礎疾患を有する方、重症化リスクが高いと医師が認める方

●集団接種

日程（予定）	時間	ワクチンの種類	実施場所
7月7日（木）	午後	ファイザー社製	健康福祉会館 （北条町古坂 1072-14）
7月9日（土）		武田/モデルナ社製	
7月14日（木）		ファイザー社製	
7月16日（土）		武田/モデルナ社製	
7月21日（木）		ファイザー社製	
7月23日（土）	武田/モデルナ社製		
7月24日（日）	終日	ファイザー社製	
7月28日（木）	午後	ファイザー社製	
7月30日（土）		武田/モデルナ社製	
7月31日（日）	午前	ファイザー社製	

接種券は、接種可能日の約2週間前に郵送します。接種券が届くと予約は可能ですが、必ず3回目接種日から5カ月以上経過後に接種を受けてください。

※18歳～59歳の方に基礎疾患の有無を調査する「新型コロナウイルスワクチン4回目接種申請書（基礎疾患を有する方）」を送付しています。提出期限を過ぎてしまった方は、市コールセンターに問合せください。

【1～3回目接種】

3回目接種可能日が2回目接種日から5カ月以降に変更になっています。引き続き「個別接種協力医療機関」で接種ができます。国内で4種類目の新型コロナウイルスワクチンとなる「武田（ノババックス）」の接種が開始されています。対象は18歳以上の方で1～3回目の接種になります。兵庫県が設置する大規模接種会場（神戸会場・姫路会場）で予約・接種が可能です。

問合せ先…市コールセンター ☎ 2204



詳しくはこちら

子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円を支給します。

申請期限：令和5年2月28日（火）

詳細は、決まり次第、随時市ホームページ等でお知らせします。

問合せ先…地域福祉課 ☎ 8709



厚生労働省HP制度について詳しくはこちら

●ふたり親の方へ

対象	所得要件	申請	支給時期
令和4年4月分の児童手当受給者 令和4年4月分の特別児童扶養手当受給者		不要 ^{*3}	7/26（火）
令和4年4月から令和5年2月までに生まれた児童を養育する児童手当受給者	令和4年度分の住民税の均等割非課税者 ^{*2}		手当申請の翌月末
16歳以上18歳未満の児童のみを養育する養育者 ^{*1}		必要 7/1から受付	申請の翌月末
公務員の方			

^{*1} 児童手当受給児童（15歳以下の弟や妹）がいる場合は申請不要です。

^{*2} 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変するなど、家族全員の収入が非課税世帯と同じ水準となっている方は、収入が基準以下であれば給付金が受け取れる場合があります。なお、家計急変者は申請が必要です。

^{*3} 手当受給口座へ振り込みます。未申告で所得額が不明な方は税申告が必要です。

●ひとり親等で児童扶養手当受給者以外の方へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方は、収入が基準以下であれば給付金が受け取れる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

なお、令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方へは、児童扶養手当受給口座へ6月29日（水）に振込済です。

国民年金保険料の免除・納付猶予の申請

収入の減少や失業等により国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除・猶予になる制度があります。

令和4年7月から令和5年6月までの免除・納付猶予を希望される場合は、これまで免除を受けていた方も申請が必要です。（継続免除該当の方を除く。）また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

なお、前年の所得を基準として審査されますので、前年の所得の申告をしていない方は申告が必要です。（無収入の場合も必ず申告してください。）

保険料を納めないままにしておくこと、老齢年金や、いざというときの障害年金や遺族年金を受け取ることができない場合がありますので、納付が困難な場合は必ず手続きをしてください。

免除・納付猶予の種類

区分	保険料月額	所得審査の対象
全額免除	0円	・本人
免除制度	3/4免除	・配偶者
	半額免除	・世帯主
	1/4免除	
納付猶予(50歳未満の方)	0円	・本人・配偶者

申請に必要な物：年金手帳または基礎年金番号通知書

※失業を理由とするときは、「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険被保険者離職票」等の写し

申請場所：市役所1階③番国民年金窓口または加古川年金事務所

まずはマイナポータルから電子申請が可能です（左記をご覧ください。）

問合せ先…市民課 ☎ 8722、加古川年金事務所 ☎ 079-427-4740

令和4年5月からマイナポータルから国民年金手続の電子申請ができるようになりました

対象手続

- ・国民年金第1号被保険者加入の届出（退職後の厚生年金からの変更等）
- ・国民年金保険料免除・納付猶予の申請
- ・国民年金保険料学生納付特例の申請

まずはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。→



※手続にはマイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要です。

問合せ先：ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は ☎ 03-6630-2525

広告

広告

広告

広告